

カナダ上院法案 S-216
現代奴隷法を制定し、関税定率法を
改正するための法律
(法案の参考和訳)

2021年8月
日本貿易振興機構 (ジェトロ)
海外調査部
トロント事務所

報告書の利用についての注意事項

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた Nelligan O'Brien Payne LLP 法律事務所（在カナダ）が作成した、現地法案の参考和訳です。本資料はジェトロまたは Nelligan O'Brien Payne LLP 法律事務所による法律的意見・見解・助言等を示すものではありません。法律上の問題に関しては法案の原文を確認し、別途専門家から助言を受けてください。

カナダ上院法案 S-216 現代奴隷法を制定し、関税定率法を改正するための法律

<https://www.parl.ca/LegisInfo/BillDetails.aspx?Language=en&Mode=1&billId=10922230>

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに	1
法案 S-216 現代奴隷法を制定し、関税込率法を改正するための法律	2
要約	3
前文	4
簡略標題	4
解釈	5
本法の目的	6
女王陛下	6
適用	6
報告義務	7
管理および執行	8
被指名者の権限	8
命令－善後策	10
規則	10
違法行為および処罰	10
議会への報告	11
本法の見直し	11
関税込率法	12
施行	12
注釈	13

はじめに

カナダ議会上院では 2020 年 10 月、対象事業者にサプライチェーン上での強制労働リスクに関する報告義務を課す法案 S-216「現代奴隷法を制定し、関税定率法を改正するための法律」が提出された。本法案は 2021 年 3 月までに上院で 2 回の読会が行われている。法案が成立した場合、カナダで物品の生産、販売、輸入を行っている日系企業も一定の条件を満たす場合に対象となり得る。

本参考和訳は、日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所が、現地の Nelligan O'Brien Payne LLP 法律事務所に作成委託したものである。カナダで事業を行う日系・日本企業の参考になれば幸いである。

2021 年 8 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課

2020 年 エリザベス 2 世即位 69 年
第 43 議会第 2 会期

カナダ上院

法案 S-216

現代奴隷法を制定し、関税定率法を改正するための法律

第一読会：2020 年 10 月 29 日

上院議員 MIVILLE-DECHÊNE 閣下

要約

この法案成立により、カナダ国内外における物品の生産またはカナダに輸入される物品の生産におけるいずれかの過程において強制労働または児童労働が利用されるリスクを回避し、そしてそのリスクを削減するために講じた対策を報告する義務を特定の事業体に課す、*現代奴隷法*を制定する。本法は、検査体制を定めるものであり、また事業体に対し特定の情報の提示を求める権限を大臣に付与するものである。

また、この法案成立により、全てであるか一部であるかを問わず、強制労働または児童労働を利用して製造され、または生産された物品（諸条件については、*現代奴隷法*にて定義される）の輸入の禁止を可能にするために、*関税定率法*が改正される。

カナダ上院のウェブサイトの以下のアドレスにて閲覧可能。

www.sencanada.ca/en

2020年エリザベス2世即位69年

第43議会第2会期

カナダ上院

法案 S-216

現代奴隷法を制定し、関税定率法を改正するための法律

前文

強制労働および児童労働は、現代奴隷の形態である。

カナダは、1930年6月28日にジュネーブにおいて採択された1930年強制労働条約、1957年6月25日にジュネーブにおいて採択された1957年強制労働廃止条約、および1999年6月17日にジュネーブにおいて採択された1999年最悪の形態の児童労働条約を含む基本的労働権に関する国際労働機関の8つの基本条約の当事者として、現代奴隷との闘いに貢献することを決定した。

議会は、カナダ国内外において物品の製造、生産、生育・栽培、抽出または加工、またはカナダ国外で製造、生産、生育・栽培、抽出または加工された物品の輸入に携わる事業体に報告義務を課すことにより、現代奴隷との闘いに貢献することが必須であると考えている。

よって、カナダ上院および下院の助言と同意をもって、女王陛下は以下のとおり制定する。

簡略標題

簡略標題

1. 本法を現代奴隷法として引用することができる。

解釈

定義

2. 本法において、以下の定義を適用する。

児童労働とは、カナダ国内において、以下の状況下において、18歳未満の者により提供される、または提供を申し出される労働もしくは役務をいう。

(a) カナダ国内で適用される法に反する状況、または、カナダ国外で提供される、または提供を申し出される労働もしくは役務の場合は、カナダ国内で提供されるまたは提供を申し出されたとすれば、カナダ国内で適用される法に反するであろうという状況；または、

(b) 1999年6月17日にジュネーブにおいて採択された1999年最悪の形態の児童労働条約第3条にて定義される、最悪の形態の児童労働を成す状況。 (*児童労働*)

事業体とは、以下に該当する法人または信託、パートナーシップまたはその他の法人化されていない組織をいう：

(a) カナダ国内の証券取引所に上場されている；

(b) カナダ国内に事業所を有している、カナダ国内で事業を行っている、またはカナダ国内で資産を有しており、その連結財務諸表によると、直近の2会計年度のうち少なくとも1会計年度に関し、以下の条件のうち少なくとも2つが満たされている：

(i) 2,000万カナダ・ドル以上の資産を有している、

(ii) 4,000万カナダ・ドル以上の収益を上げた、

(iii) 平均250名以上の従業員を雇用している；または、

(c) 規則により所定されている。 (*事業体*)

強制労働とは、以下の状況下において、いずれかの者により提供される、または提供を申し出される労働もしくは役務をいう。

(a) 当該人に、労働もしくは役務の提供または提供の申し出を怠った場合に自らの安全または自身が知る者の安全が脅かされると信じさせることが合理的に予想される状況；または、

(b) 1930年6月28日にジュネーブにおいて採択された1930年強制労働条約第2条にて定義される、強制労働または拘束労働を成す状況。 (*強制労働*)

大臣とは、公安・非常時対応準備大臣をいう。 (*大臣*)

物品の生産には、物品の製造、生育・栽培、抽出および加工が含まれる。（物品の生産）

本法の目的

目的

3. 本法の目的は、カナダ国内外における物品の生産またはカナダ国外で生産された物品の輸入に携わる事業体に報告義務を課すことにより、現代奴隷との闘いに貢献するというカナダの国際的な公約を実行することである。

女王陛下

女王陛下による拘束力

4. 本法は、カナダ国または州との関係に基づく女王陛下により拘束力を有する。

適用

事業体

5. 本法は、以下に該当するあらゆる事業体に適用される。
- (a) カナダ国内外において物品を生産する、または販売する事業体；
 - (b) カナダ国外で生産された物品をカナダに輸入する事業体；または、
 - (c) 第 (a) 項または第 (b) 項に定める活動に従事する事業体を管理する事業体。

管理

6 (1) 規制に従い、ある事業体が直接的あるいは間接的に別の事業体により管理されている場合、その態様を問わず、その事業体は、別の事業体の管理を受けているものとする。

みなし管理

(2) 他の事業体を管理している事業体は、管理されている当該事業体によって管理されている、あるいは管理されているとみなされるあらゆる事業体を管理しているものとみなされる。

報告義務

年次報告書

7 (1) 全ての事業体は、各会計年度末日より 180 日以内に、大臣に対し、カナダ国内外における物品の生産またはカナダに輸入される物品の生産におけるいずれかの過程において強制労働または児童労働が利用されるリスクを回避し、そして強制労働または児童労働が利用されるリスクを削減させるために事業体自らが講じた措置を記載した報告書を提出しなければならない。

補足情報

- (2) 事業体はまた、以下についての情報を報告書に盛り込まなければならない。
- (a) 事業体の構造、およびカナダ国内外において事業体が生産する、または事業体がカナダに輸入する物品；
 - (b) 強制労働および児童労働に関する事業体の施策；
 - (c) 強制労働または児童労働が利用されるリスクを伴う活動、および当該リスクを評価し、管理するために自身が講じた措置；
 - (d) 強制労働または児童労働を是正するために講じられた対策；および、
 - (e) 従業員に対し実施された、強制労働および児童労働に関する研修。

認証

(3) 報告書に、事業体の取締役または役員による、報告書における情報は真実に相違なく、正確で、完全なものである旨の認証を盛り込む。

形式および態様

(4) 大臣は、書面により、報告書を提出する際の形式および態様を定めることができる。その要件については、大臣が適切と考える態様にて公表しなければならない。

報告書の入手可能性

8. 第 7 条に従って大臣に報告書を提出するに当たり、事業体は、そのウェブサイト上の主だった場所に掲載するなどして、報告書を公表しなければならない。

電子登録簿

9 (1) 大臣は、第 7 条に基づき大臣に提出される全ての報告書の写しを掲載した電子登録簿を維持しなければならない。

登録簿の入手可能性

(2) その登録簿は、公安・非常時対応準備省のウェブサイト上で公表しなければならない。

管理および執行

指名

10. 大臣は、本法の管理および執行を目的として、個人または集団を指名することができる。

被指名者の権限

場所への立ち入り

11 (1) 被指名者は、本法の順守を検証することを目的とする場合に、本法の適用対象となる物または本法の管理に関する文書が存在すると信じるに足る合理的な理由を有する場所に立ち入ることができる。

立ち入りに係わる権限

(2) 被指名者は、第 (1) 項に定める目的のために、以下を実施することができる。

- (a) 文書を含む、その場所にあるあらゆる物を審査すること；
- (b) その場所にあるあらゆる通信手段を利用する、または利用させること；
- (c) その場所にあるあらゆるコンピューターシステムを利用し—または利用させ—その中のデータもしくは利用可能なデータを審査する、または、プリントアウトまたはその他理解可能な出力形態で当該データを複製し、または複製させ、審査もしくは複写のためにあらゆるプリントアウトまたは出力物を持ち出すこと；
- (d) 当該データを基に文書を作成する、または作成させること；
- (e) その場所にあるあらゆる複写機器を使用する、または使用させること；

- (f) その場所にあるあらゆる物の写真を撮る、記録を作るまたはスケッチを行うこと；
- (g) あらゆる者に対し、その場所にあるあらゆる機器を作動させる、または作動を停止させるよう指示すること；
- (h) その場所の全てまたは一部、もしくはその場所にあるあらゆる物へのアクセスを禁止する、または制限すること；および、
- (i) 審査することを目的として、その場所からあらゆる物を持ち出すこと。

被指名者の同伴者

(3) 被指名者は、本条に基づき自身の権限を行使し、または自身の責務もしくは職能を履行するのに役立つと考える者を同伴することができる。

援助

(4) その場所の所有者または責任者、およびその場所にいる全ての者は、被指名者が本条に基づき自身の権限を行使し、または自身の責務もしくは職能を履行することを可能にするために合理的に必要となるあらゆる援助を行わなければならない、またその目的のために合理的に必要となるあらゆる文書、情報、またはあらゆるデータへのアクセスを提供する。

住居立ち入り許可証

12 (1) 第 11 条第 (1) 項に定める場所が住居である場合、被指名者は、本条第 (2) 項に基づき発行される許可証の権限に基づく場合に限り、居住者の同意なく立ち入ることができる。

許可証発行の権限

(2) 一方的出願により、治安判事は、以下の宣誓情報に治安判事が満足した場合、許可証に定められる条件に従って住居に立ち入る権限を被指名者に付与する許可証を発行することができる。

- (a) その住居は、第 11 条第 (1) 項に定める場所に該当する；
- (b) その住居への立ち入りは、本法の順守の検証に関連した目的のために必要である；
および、
- (c) 居住者により立ち入りが拒否された、または居住者により立ち入りが拒否される、または、居住者から立ち入りの同意を得ることができないと信じるに足る合理的な理由がある。

妨害

13. いずれの者も、本法に基づき権限を行使し、または責務もしくは職能を履行する被指名者の妨害または邪魔をしてはならない。

命令一善後策

大臣の権限

14. 大臣が、第 11 項に基づき取得した情報を基に、いずれかの事業体が第 7 条または第 8 条を順守していないと考える場合、大臣は、命令により、当該事業体に対し、これら規定の順守を確実にするために必要であると大臣自身が考える対策の実施を求めることができる。

規則

規則

15. 枢密院における総督は、以下に該当する規則を含む、本法の目的および規定を実施するための規則を制定することができる。

- (a) 事業体を定義する目的で、その他の事業体について規定する規則；
- (b) 本法が事業体に適用されない状況に関する規則；
- (c) いずれかの事業体が別の事業体の管理を受けている状況に関する規則；および、
- (d) 本法により規定されるあらゆるものを規定する規則。

違法行為および処罰

違法行為

16 (1) 第 7 条、第 8 条、第 11 条第 (4) 項、または第 14 条に基づき発せられる命令を順守していない、または第 13 条に従わない全ての者または事業体は、略式起訴により違法行為の罪で有罪となり、25 万カナダ・ドル以下の罰金刑に処される。

虚偽または誤解を招く恐れのある供述または情報

(2) 承知のうえで虚偽または誤解を招く恐れのある供述を行う、または承知のうえで虚偽または誤解を招く恐れのある情報を大臣または第 10 条に基づき指名された者に提供する全ての者または事業体は、略式起訴により違法行為の罪で有罪となり、25 万カナダ・ドル以下の罰金刑に処される。

役員、取締役などの法的責任

17. いずれかの者または事業体が本法に基づき違法行為を犯した場合、その違法行為の実行について指示し、権限を付与し、同意し、黙認し、または加担した、当該人または事業体の役員、取締役、代理人または受任者は、その者または事業体自らが起訴され、または有罪判決を受けたか否かにかかわらず、当該違反行為の当事者となり、違法行為での有罪判決の責任を負う。

従業員、代理人または受任者による違法行為

18. 第 16 条第 (1) 項に基づく違法行為についての起訴においては、その違法行為の実行を阻止するために相当な配慮を行ったと被告人が立証する場合を除き、その従業員、代理人または受任者が特定されているか否かまたは起訴されているか否かを問わず、その違法行為がその従業員、代理人または受任者によって行われたことを立証することをもって違法行為の十分な証拠となる。

議会への報告

年次報告書

19 (1) 大臣は、各年 12 月 31 日までに、または会期中でない場合は次期議会が開催される 30 日間のいずれかの日に、以下について記載した報告書を議会の各院に提出させる。

- (a) 本法に基づき前会計年度に関する報告書を提出した事業体による、強制労働または児童労働が利用されるリスクを伴う活動についての概要；
- (b) 当該リスクを評価し、管理するために事業体が講じた措置；および、
- (c) もし該当する場合は、強制労働または児童労働を是正するために事業体が講じた対策。

公開

(2) 大臣は、報告書が議会の両院に提出されてから 30 日以内に、これを公安・非常時対応準備省のウェブサイト上の主だった場所で公開しなければならない。

本法の見直し

委員会による見直し

20 (1) 本条施行後 5 年目に入る段階で、本法の包括的見直しを目的に指定され、または設置される上院、下院または両院から構成される委員会により、本法の見直しを実施されなければならない。

議会への報告

(2) 第(1)項に定める委員会は、第(1)項に基づき実施される見直し後1年以内に、委員会を構成する下院または両院に対し、委員会が勧告する本法の変更点を記載したステートメントを盛り込んだ報告書を提出しなければならない。

1997, c. 36

関税定率法

21. 関税定率法の第132条第(1)(m)(i.1)項を以下のとおり差し替える。

(i.1) 当該関税率項目を改正し、全てであるか一部であるかを問わず、現代奴隷法第2条にて定義されている強制労働または児童労働を利用して採掘され、製造され、または生産された物品を当該関税率項目から除外する。またはその物品が当該関税率項目から除外される際の条件を定める。

施行

1月1日

22. 本法は、国王の裁可が得られた年の翌年1月1日に施行される。

注釈

関税定率法

第 21 条：第 132 条第(1)項の関連する部分の本文

132 (1) 総督は、大臣からの勧告を受けたうえで、以下の規則を定めることができる。

．．．

(m) 関税率項目 9897.00.00 の目的上、

．．．

(i.1) 当該関税率項目を改正し、全てであるか一部であるかを問わず、強制労働を利用して採掘され、製造され、または生産された物品を当該関税率項目から除外する。またはその物品が当該関税率項目から除外される際の条件を定める。

カナダ上院のウェブサイトの以下のアドレスにて閲覧可能。

www.sencanada.ca/en

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210029>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp